



**ONLYSERVICE**  
オンリーサービス

**ONLYSIM かけ放題**  
**規約集**

## 目次

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 【ONLY SERVICE 会員規約】.....          | 1 |
| 【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】.....       | 2 |
| 【ビューン@利用規約】.....                  | 2 |
| 【ONLY スマホ対応機器販売利用規約】.....         | 3 |
| 【ONLYSIM かけ放題共通規約】.....           | 3 |
| 【セキュリティサービス for Android】.....     | 6 |
| 【フィルタリングサービスⅡ for Android】.....   | 6 |
| 【スマホ安心サービス (iPhone・Android)】..... | 7 |

※記載の価格は税込価格です。

※記載されている会社名、製品名およびサービス名は、各社の登録商標および商標です。

※サービス内容および提供条件は、改善等のため予告なく変更する場合があります。

【ONLYSERVICE 会員規約】

本規約は、株式会社ベネフィットジャパン（以下「弊社」といいます）が運営する「ONLYSERVICE」の会員規約（以下「本規約」といいます）に同意いただいた方が入会するサービスの利用に関し適用されるものとします。  
なお、弊社が会員に交付する他の書面と本規約との間に齟齬が生じた場合は、特段の定めがない限り本規約を優先するものとします。

第 1 条（定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語               | 用語の定義                                                                                                                              |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ONLYSERVICE      | 弊社が提供する通信サービス、オプションサービス等の総称をいいます。                                                                                                  |
| ONLY Mobile サービス | 弊社が提供する本規約に定める通信サービスの総称をいいます。                                                                                                      |
| ONLY OPTION サービス | 弊社が提供する本規約に定めるオプションサービスの総称をいいます。                                                                                                   |
| 会員               | 各種サービスの全部または一部を利用することができ、また弊社が取り扱っている製品・商品や、提供する ONLYSERVICE の案内を無料で受けることができるサービス（以下「無料案内サービス」といいます）に弊社が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。 |
| 個別規約             | ONLYSERVICE の利用に關して、弊社が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、弊社が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。                                                   |
| 本規約等             | 本規約および個別規約を総称していいます。                                                                                                               |
| ID 等             | 弊社が会員に貸与するユーザー ID、自己の設定するパスワード、その他 ONLYSERVICE を利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。                                                  |
| 会員情報             | 会員が弊社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。                                                                             |
| 履歴情報             | 弊社に記録されている会員による ONLYSERVICE の利用履歴をいいます。                                                                                            |

第 2 条（規約の適用）

1. 本規約は、無料案内サービスに関する弊社と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途弊社が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して 1 日以上の予告期間において変更後の本規約等が適用されるものとします。

第 3 条（入会）

1. ONLYSERVICE の会員登録希望者（以下「入会希望者」といいます）は、本規約を承認した上で、弊社が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、弊社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。
2. 未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項の手続きに従って、会員登録を申し込むものとします。
3. 本条第 1 項および第 2 項に定める申込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、申込みはその申込みを承諾しない場合であり、入会希望者は予めこれを了承するものとします。
  - ① 登録申込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
  - ② 登録申込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
  - ③ 過去に ONLYSERVICE の利用資格の停止又は失効を受けた場合
  - ④ 過去に ONLYSERVICE の利用に際し、料金の未納、滞納したの場合
  - ⑤ 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
  - ⑥ その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと弊社が判断した場合

第 4 条（会員の氏名等の変更の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、その他弊社への届出内容を変更するときは、直ちに弊社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の届け出がなかったことで、会員が ONLYSERVICE の利用不能などの不利益を被ったとしても、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 5 条（通知）

1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとし、ます。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 6 条（ONLYSERVICE の利用）

1. ONLYSERVICE の申込み条件は会員であることとします。
2. 会員は、本規約等に従って ONLYSERVICE を利用するものとします。
3. 会員は、ONLYSERVICE と同時にまたはこれに関連して弊社以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、ONLYSERVICE の利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。
4. 会員は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、自己または利用者が ONLYSERVICE を通じて発信する情報および自己または利用者による ONLYSERVICE の利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および弊社に何等の迷惑を及ぼさず、かつ損害を与えないものとします。
5. ONLYSERVICE の利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑を及ぼさず、かつ損害を与えないものとします。

第 7 条（ID 等の管理）

1. 会員は、弊社から発行された ONLYSERVICE 毎の ID 等の管理責任を負うものとする。
2. 会員は、ID 等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID 等の名義変更はできないものとします。
3. 弊社は、ID 等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
4. 会員は、会員の ID 等により ONLYSERVICE が利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、弊社の故意または過失により ID 等が第三者に利用された場合はこの限りではないとします。

第 8 条（ONLYSERVICE の料金）

1. 本サービスに係る料金等は、申込書または確認書に記載した金額の通りとします。但し、弊社が実施するキャンペーン及びイベント等により料金が変わる場合があるものとします。
2. ONLYSERVICE の利用料金は、暦月単位で計算し毎月請求します。
3. 弊社が指定する ONLYSERVICE の複数セットのご利用料金は、契約月は無料、契約月＋1 ヶ月は 550 円（税込）、契約月＋2 ヶ月以降はセット利用料金とします。
4. ONLYSERVICE の利用開始月が 1 ヶ月を満たない場合は次月からの請求開始と致します（ONLY PC サポートサービスは翌月）。
5. ONLY Mobile については、利用開始月からの請求開始と致します。利用開始月が月途中如何に関わらず、月額利用料金の減額、日割計算は致しません。

第 9 条（料金および支払い）

1. 会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって、別途弊社が定める利用料金等、別途弊社の定める方法により支払うものとします。
2. 弊社がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、弊社が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。
3. 会員と、前項のクレジットカード会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いに関して紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社を免責するものとします。弊社は、当該紛争に連関して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
4. 利用契約が終了するまでの期間において、第 11 条に定める ONLYSERVICE の停止および失効の事由により ONLYSERVICE の全部を利用することができない状態（以下「利用不能」といいます。）が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払いを要するものとします。但し、第 17 条第 1 項に基づき弊社が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。
5. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第 8 条および本条第 1 項に定める料金およびその支払方法を変更することができるとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、会員が本規約第 14 条にのみならず、その ONLYSERVICE の解約を申し入れない場合でも、料金およびその支払方法の変更は承認されたものとみなします。

第 10 条（延滞利息）

会員は、ONLYSERVICE の利用料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の弊社が定める日数について年 14、6% 割合（年あた

りの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

第 11 条（ONLYSERVICE の停止および失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の ONLYSERVICE の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
  - ① 会員が第 16 条各項に定める禁止行為を行った場合。
  - ② 会員が ONLYSERVICE に関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
  - ③ 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
  - ④ その他、会員として不適切または ONLYSERVICE の提供に支障があると弊社が合理的に判断した場合。
  - ⑤ その他、会員が本規約等に違反した場合。
2. 第 1 項の規定に従い何れかの ONLYSERVICE の利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した ONLYSERVICE に関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括支払いするものとします。
3. 第 1 項の規定に従い、会員の ONLYSERVICE 利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた ONLYSERVICE に関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
4. 弊社は、営業上、技術上などの理由により ONLYSERVICE の全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
  - ① 弊社は、ONLYSERVICE の廃止を行う場合、1 ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、弊社が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - ② 弊社は、ONLYSERVICE の廃止により、会員または第三者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（ONLYSERVICE の提供の制限）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、弊社の管理する設備もしくはシステムの保守などを定期的または緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員に対する ONLYSERVICE の提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、弊社は、本項の規定により ONLYSERVICE の提供を制限する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかる ONLYSERVICE の提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。
2. 弊社は、本規約等の ONLYSERVICE の提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（退会）

会員は、退会希望を書面または電話にて弊社に申し入れ、弊社が受理した日をもって、当該会員を退会することができるとします。

第 14 条（ONLYSERVICE の解約）

1. 会員は、毎月 20 日までに弊社が別途定める手続きを行うことで、ONLY Mobile を、当月末日をもって解約できます。
2. 会員は、毎月末日までに弊社が別途定める手続きを行うことで、ONLY OPTION を、当月末日をもって解約できます。

第 15 条（ONLYSERVICE の強制解約）

1. 弊社は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻ししないこととします。
2. 第 16 条の禁止事項に該当する行為があった場合。
3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。
4. 本サービスの利用料金の支払いを 2 カ月連続して怠り、弊社より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合（ONLYムービー with U-NEXT は除く）。
5. 不正目的で本サービスを利用した場合。
6. 会員において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合。
7. その他、弊社が会員として不適当と合理的に判断した場合。

第 16 条（禁止事項）

会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、弊社もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産またはその他の権利を害する行為または害するおそれのある行為。
2. 他の会員、弊社もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者のへの不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
3. 他の会員、弊社もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為。
4. 他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為。
5. ID 等を不正な目的をもって使用する行為。
6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為。
7. 弊社が運営する ONLYSERVICE の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
8. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
9. 第三者になりすまして ONLYSERVICE を利用する行為。
10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。
11. 本規約に違反する行為。

第 17 条（損害賠償）

1. 弊社は、ONLYSERVICE を提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき事由により、会員に対し ONLYSERVICE を提供できなかったときは、ONLYSERVICE が利用不能にあることを弊社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます）から起算して、連続して 24 時間以上、利用不能であったときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商（小数点以下の端数を四捨五入するものとします。）に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の 30 分の 1 に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の規定以外の事由により弊社が損害を賠償する場合において、弊社は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員の ONLYSERVICE の料金等 1 ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、弊社の故意または重過失によらずに事業者会員に生じた損害については、弊社はその責を負わないものとします。
3. 前 2 項本文の規定にかかわらず、弊社が弊社の故意または重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合においては、当該会員に現実生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。
4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことににより、弊社が損害を被った場合には、弊社が当該会員の利用契約を退会したの否にかかわらず、当該会員は弊社に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、弊社が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用（弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む）を負担することが想定される場合、弊社は、その費用を現実負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。
5. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより弊社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。
6. ONLYSERVICE に関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信債務に起因して会員が ONLYSERVICE を利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、弊社がかかる電気通信債務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は本条第 1 項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。
7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、当該損害を被った全ての会員の損害に対する弊社の賠償すべき限度額は、弊社が受領する損害賠償総額を本条第 1 項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。
- 第 18 条（個人情報の保護）
  1. 弊社は、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないよう厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
    - ① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
    - ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
    - ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
    - ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
    - ⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合
  2. 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人に行うことができます。開示等の請求は、弊社の個人情報保護担当窓口にて受付します。
  3. 個人情報に関する問合せ先は、以下となります。  
株式会社ベネフィットジャパン個人情報保護管理者  
電話番号 06－6223－9888 HP：http://www.benefitjapan.co.jp/
  4. 個人情報に関する苦情、解決の申出先は、以下となります。



**第 19 条**（反社会勢力の排除）

1. 会員は、弊社に対して ONLYSERVICE の契約成立日から将来にわたり、会員（会員が法人の場合には、会員の役職員および出資者（以下「役職員等」といいます））が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとし

ます。

① 暴力団

② 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下、同様とする）、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経

過しない者

③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員

④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊能力暴力集団またはこれらの団体の構成員

⑤ 前各号に準じるもの

2. 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わ

ないことを誓約するものとし

ます。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為

⑤ 前各号に準じる行為

3. 弊社は、ONLYSERVICE の利用契約成立後に、会員において第 1 項各号に定める表明および保証事項が虚偽若し

くは不正確となる事由が判明若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反す

る事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格

を失効し退会することとします。

4. 本条による解除によっては、弊社の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、弊社は何ら責任を負わない

ものとします。

**第 20 条**（免責）

1. 弊社は、ONLYSERVICE の内容、提供および会員が ONLYSERVICE を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、

確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。

2. 弊社は、会員が ONLYSERVICE を利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、

ソフトウェア、システム等（以下「データ等」といいます）について、そのバックアップを行わないものとし、理

由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損（改ざんを含みます。以下同じ）した場合に、これを復元する義務を

負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものと

します。

3. 弊社は、ONLYSERVICE の提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、ONLYSERVICE を通じて登録、保存、提供されるデ

ータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他 ONLYSERVICE の利用に関連して会員に損害が発生した場合は、弊

社の故意または重大過失による場合を除き、弊社が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、弊社は、事業

者会員に対しては一切の責任を負いません。

4. 弊社は、会員が ONLYSERVICE を利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いま

せん。

**第 21 条**（譲渡禁止）

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一

切の処分を行ってはならないものとします。

**第 22 条**（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

**第 23 条**（合意管轄）

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専断的合意管轄

裁判所とします。

## 【お申込みによる個人情報の取扱いについて】

お客様からお預かりする個人情報に関しては、下記の利用目的に限って利用し、その他目的以外での利用は行いま

せん。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から弊社は責任を持って管理し、ご返却は一切致

しません。また、ご契約を辞退されたお客様のお申込み関連書類に関しては弊社が責任をもって機密廃棄を行い、

ご返却は一切致しません。

（弊社は、ご本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得することはございません。）

**【個人情報の取扱いについて】**

【住所】 〒 541-0045 大阪市中央区道修町 1 丁目 5 番 18 号

【社名・代表者氏名】 株式会社ベネフィットジャパン 代表取締役 佐久間 寛

【個人情報の管理者】

個人情報保護管理者 取締役管理本部長 松下 正則

電話番号：06-6223-9888

【個人情報の利用目的について】

当社が取り扱う個人情報の利用目的は、下表の通りです。

当社は、個人情報をお口頭、書面電磁的記録、録音などにより適正に取得いたします。また、当社が取得した個人情

報は、以下の利用目的に必要な範囲内で適正に取り扱います。

| 個人情報の種類            | 利用目的                        |
|--------------------|-----------------------------|
| お客様情報              | 自社サービスの提供の為                 |
|                    | 契約・キャンセル・解約・請求等の事務処理、事務連絡の為 |
|                    | 問い合わせ対応の為（電話対応時の録音データ含む）    |
|                    | 商品発送の為                      |
|                    | アンケートおよびその結果の利用の為           |
|                    | 当社および他社の新サービス、キャンペーンのご案内の為  |
| 身分証明書              | 契約者統計数値作成および分析の為            |
|                    | マーケティング調査実施および結果分析の為        |
|                    | メルマガ送信の為                    |
| クレジットカード情報 ※非保持化対応 | サービスの不正利用の防止の為              |
|                    | その他、上記に付随する業務の為             |
| イベント参加予約者情報        | 本人確認に必要な為                   |
|                    | キャッシュバック実施の為                |
|                    | 料金請求に必要な為                   |
|                    | その他、上記に付随する業務の為             |

**【提供】**

個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を

特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、

ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である

とき。

2. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ること

が困難であるとき。

3. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する

必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報に

ついての開示または提供を求められた場合

5. 法令により開示または提供が許容されている場合

【第三者の範囲】

以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

1. 弊社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（なお、委

託先における個人情報の取扱いについては弊社が責任を負います。）

2. 弊社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

【個人情報の提供しなかった場合に生じる結果について】

申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人

情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスをお受けできない場合があります。

【個人情報の委託について】

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。この場合には、

個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必

要かつ適切な監督を行います。

【弊社の委託先の名称 / 所在地】  
株式会社 AGEST / 東京都新宿区三丁目 20 番 2 号東京オペラシティビル 41 階  
株式会社 トレミール / 東京都港区赤坂 4-2-19 赤坂 SHASTA・EAST 1 階

**【お客様からの開示等の請求への対応について】**

当社は、お客様からお預かりしています当社の保有個人データに関し、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利

用又は提供の拒否権、開示の請求に対処いたします。また、開示の結果、保有個人データの内容が事実でないとい

明した場合、内容の訂正、追加又は削除を行います。受付方法に関しましては、下記の方法にてお申込みいた

くよう宜しくお願い致します。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じない場合がございますの

で、ご了承ください。なお、ご回答は本人確認後、1 ヶ月以内とさせていただきます。

・「開示請求書」をダウンロード URL：https://benefitjapan.co.jp/assets/pdf/bill.pdf

**《受付手続き》**

当社所定の申込書面を下記の窓口にご提出していただくか、下記の宛先に、郵送でお申込み下さい。

その他詳細は、お申込みいただいた際にご案内申し上げますが、下記の方法によりご本人（または代理人）である

ことの確認をしたうえで、書面の交付または電子メールによる方法により、ご回答いたします。

※受付時間は平日の午前 10 時から午後 4 時までとなります。

**《ご本人または代理人の確認》**

ご本人からお申込みの場合は、ご本人であることを写真付身分証明書（運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・

パスポート等）その他当社ご登録情報等により確認させていただきます。代理人からお申込みの場合は、代理人で

あることを委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書をお封願します。

**《手数料》**

開示等の求めに対し、1 件につき 700 円（税込み）を手数料として、現金その他の方法でお支払いいただきます。なお、

1 件は、1 度のご請求のうち、お一人の個人情報に関してのご回答を目安といたします。

**《個人情報に関するお問合せ先》**

個人情報に関するお問合せは、当社お客様相談窓口まで、ご連絡頂くようお願い致します。

お問合せ番号：06-6223-9888

※受付時間は平日の午前 10 時から午後 4 時までとなります。

**《当社が対象事業者となっている「認定個人情報保護団体」の名称及び苦情の解決の申し出先》**

当社は、次の認定個人情報保護団体の対象事業者となっております。

認定個人情報保護団体の名称

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 認定個人情報保護団体事務局

苦情相談連絡先

<住所> 〒 106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号六本木ファーストビル内

<電話番号> 03-5860-7565

<フリーダイヤル> 0120-700-779（※受付時間平日 9：30 ～ 12：00,13：00 ～ 16：30）

## 【ビューン@利用規約】

「ビューン@利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ビューン（以下「当社」といいます。）が提供

する、デジタル化された雑誌、マンガ、書籍等の電子コンテンツの閲覧サービス「ビューン@」（以下「本サービス」

といます。）の提供条件等を定めるものです。本サービスを利用するお客さま（以下「利用者」といいます。）は、

本サービスのご利用を開始された時点から、本規約に同意したものとみなされます。

1. 本サービスを通じて提供される全てのデータ、文章、音声、画像、映像、イラスト、情報等（以下、併せて「デ

ータ等」といいます。）に関する、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条および第 28 条の権利を含み

ます。以下同じ）、商標権、肖像権を含む一切の権利は、当社または当該権利を有する第三者に帰属します。

2. 利用者は、本サービスを利用するにあたって、次の各号に該当する行為および該当するおそれのある行為を行

ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを通じて提供されるデータ等を、利用者以外の第三者に閲覧・利用させる行為
- (2) 公序良俗に反する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (3) 他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 他の利用者または第三者に不利益を与える行為
- (5) 当社または第三者の著作権その他の知的財産権および保護されるべき法的権利を侵害する行為
- (6) 他の利用者または第三者の財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) 自己または第三者の営利を目的とする行為
- (8) 法令もしくは行政機関が定めるガイドラインに違反する行為、または法令もしくは行政機関が定めるガイド

ラインに違反しもしくは違反のおそれのある情報を第三者に提供する行為

(9) 本サービスを通じて入手したデータ等の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為

(10) 本サービスの運営を妨げる行為

(11) 本サービスまたは当社の信用を毀損する行為

(12) その他、当社が不適切と判断する行為

3. 本サービスの推奨環境は以下のとおりです。なお、推奨環境以外でのご利用についてはサポート対象外となりま

す。

■スマートフォン

< OS > iPhone iOS 9.3.6/10.3.4 以降、iPad iOS 9.3.6/10.3.4 ～ 12.4.2 iPadOS 13.1 以降、Android4.4 以降

< ブラウザ > 上記 OS で標準搭載されているブラウザ

■パソコン

< OS > Windows 8.1/10、Mac OS X 10.9.0 以降

< ブラウザ > Google Chrome（最新版）、Internet Explorer 11 以降、Edge（最新版）、Safari（最新版）

4. 当社のサービスの状態、または利用者のご利用環境の状態（インターネット通信速度が遅い場合等）によっては、

本サービスが提供できない場合があります。

5. 当社は、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、データ等や本サービスの内容を変更することができるも

のとします。

6. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、本サービスの全部

もしくは一部の提供を停止または中止し、または本サービスの利用契約を解除することができるものとします。ま

た、当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

(1) システムの定期的または緊急の保守点検を実施する場合

(2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または当社に予期できない事情がある場

合

(3) 本サービスの運営上やむを得ない理由がある場合

(4) お客さまによる本サービスの利用の継続が不適切であると判断する場合

(5) お客さまが本規約に違反した場合

(6) その他当社が必要と判断する場合

7. 当社は、本サービスの運営を継続し難いと判断した場合には、本サービスを廃止することができるものとしま

す。8. 当社は、本サービスを提供するにあたって、LINE 株式会社提供するアカウント等のユーザー識別子および本サ

ービスに関する利用履歴（アクセス履歴、閲覧履歴、設定情報等）等の情報（以下「本情報」と総称します。）を取

得します。取得した本情報は、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシーの規定に基づき、管理・保有・

利用いたします。

9. 当社は、前項に基づき取得した本情報は、以下に定める目的に従って利用いたします。なお、本条に基づき取得

した利用情報等を、本規約に定める目的以外の目的で利用する場合には、その都度、その利用目的を明らかにした

上で、利用者から事前の同意を取得します。

(1) 顧客（事業者を含みます。）からの本サービスに関する問い合わせへの対応のため

(2) 利用者の利便性の向上、品質改善および有益なサービスの提供等を目的として、利用状況の分析、効果測定、

その他各種マーケティング調査および分析を行うため

(3) データ等の提供者との間において、料金支払いおよび売上金の分配額を計算するため

(4) 当社サービスの不正契約・不正利用の防止および発生時に調査を行うため

(5) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

10. 利用者は、本サービスの利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、当社に対して損害を与えた場合、一

切の損害（弁護士報酬および訴訟費用を含みます。）を賠償する責任を負うものとします。

11. 利用者は、本サービスの利用に際し、他の利用者またはその他の第三者から、クレームや請求を受け、または

紛争が生じた場合は自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。なお、当該クレーム、請求または紛争

を解決するため当社が何らかの費用を負担した場合は、利用者は当該費用を支払わなければならないものと

します。12. 本規約または本サービスに関して発生したお客さまの損害について、何らかの理由によって、当社が損害賠償

責任を負う場合の賠償の範囲は、お客さまが被った直接かつ現実生じた損害に限るものと、その他一切の損害

（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害および拡大損害を含みます。）については、その予見可能

性の有無を問わず賠償の責任を負わないものとします。但し、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限





りではありません。

13. 当社は、本サービスおよび本サービスに付随して提供されるデータ等が、利用者の期待する水準に達していること、特定の目的に適合していること、ウィルス等に感染していないこと、掲載情報が正確であること、真実であること等を含め、いかなる保証もしません。

14. 利用者は、本サービスの利用に関する権利義務について、第三者に譲渡、承継、担保権の設定その他処分を行うてはならないものとします。

15. お客様または、当社に対し、次の各号に定める事項を現在および将来にわたって表明し、保証するものとします。
- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
  - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有していないこと
  - (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

16. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

17. 本サービスの利用ならびに本規約の適用および解釈は、日本法に準拠するものとします。

18. 当社と利用者との間で本サービスまたは本規約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19. 本規約の内容は、当社の内容が、利用者への通知なしに変更されることがあります。その場合、当社は変更後の内容を本サービス内や、その他当社が運営するウェブサイトなどに掲載するものとし、利用者はこれを確認するものとします。また当該変更後は、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者はこれに従うものとします。

発行日 :2018年9月13日  
2020年5月11日改定

株式会社ビューン

※ビューン@ご利用にあたって

本サービスは株式会社ベネフィットジャパンが運営する「ONLYSERVICE」会員に入会された方のみ無料で提供を受けることが出来ます。「ONLYSERVICE」を退会されると本サービスの提供を受けることが出来ません。

## 【ONLY スマホ対応機器販売利用規約】

株式会社ベネフィットジャパン（以下、「弊社」といいます）が提供する ONLY スマホ・ONLYSIM(以下、「本サービス」といいます）へお申し込みいただく方で、弊社から本サービスに対応したスマートフォン（以下、「移動機」といいます）を購入を希望される方（以下、「契約者」といいます）は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

### 第1条（移動機の売買契約の成立）

1. 契約者は移動機を購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って移動機を購入申し込みを行うものとします。
2. 契約者と弊社との間の移動機に関する売買契約（以下、「売買契約」といいます）は、前項に基づく購入申し込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知することにより行われます。
3. 移動機について弊社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で移動機を購入申し込みを行うものとします。

### 第2条（申し込みの拒絶）

1. 弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、移動機を購入申し込みを承諾しない場合があります。
- (1) 申し込み情報に虚偽の情報があった場合
- (2) 料金の滞納等がある場合・弊社の他のサービスの料金の滞納がある場合
- (3) 日本国外からの申し込み又は配送先が日本国外の場合
- (4) その他弊社が申し込みを承諾することにつき不適当と判断した場合
2. 弊社は、契約者による移動機を購入申し込みに関し、移動機の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によりなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申し込みの支払いにかかるクレジットカード及び当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が契約者本人によるものでないことを確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。

### 第3条（代金及び支払方法）

1. 契約者は、弊社が定める移動機の販売代金（以下、「商品代金」といいます）を、ご登録の決済方法により割賦払いにて支払うものとします。
2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、弊社が指定する支払方法により未払いの端末代金を支払うものとします。

### 第4条（配送および所有権の移転）

1. 弊社は、移動機を購入となった場合について、商品代金の支払方法が確定している場合に限り、弊社指定の配送業者により移動機の引渡を行うものとします。
2. 配送は日本国内に限りです。
3. 弊社は、移動機の売買契約の締結後、概ね14日以内に、契約者が弊社に届けた住所へ移動機の配送を行います。
4. 移動機の配送に、売買契約締結後、概ね14日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により契約者に通知するものとします。
5. 弊社から弊社所定の方法により移動機を配送したものの、長期不在など、契約者が移動機を受け取らずに返送された場合、速やかに弊社カスタマーセンターまで連絡をするものとします。なお移動機割賦代金は契約通り発生するものとします。
6. 移動機の所有権は、契約者が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、移動機の所有権移転前においては、移動機を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

### 第5条（初期不良及び返品）

1. 契約者の購入した移動機について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れる場合（以下、「初期不良」と総称します）又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき事由による商品手配遅延等が生じた場合には、契約者は弊社が移動機毎に指定する連絡窓口に対し移動機配送完了後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとなります。
2. 契約者は、前項に定める場合以外の移動機の保証については移動機毎に定める保証規定に従うものとします。なお移動機の機器製造事業者の保証規定に基づく当該移動機の保証について、弊社は一切責任を負いません。
3. 移動機について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しないものとします。

- (1) 火災、地震、水害、落雷、ガス害、爆害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合
- (2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合
- (3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合
- (4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合
- (5) その他、移動機引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

### 第6条（期限の利益の喪失）

1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 支払期日に端末代金の支払いを遅滞し、弊社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを普通郵便、内容証明郵便、書留郵便、もしくはファクシミリ、電子メールまたは弊社のホームページ上で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
- (5) 売買契約が契約者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約を除きます）となる場合で契約者が端末代金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着してもしくは到達しなかったとき。

2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき。
- (2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき。

### 第7条（遅延損害金）

1. 契約者が、賠償金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該賠償金に対し、年14.5%の割合（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を弊社所定の方法により支払うものとします。
2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、商品代金の残金全額に対し、年14.5%の割合（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### 第8条（費用等の負担）

契約者は、商品代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

### 第9条（契約解除）

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者に帰責事由がある場合、弊社は契約者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるものとします。
- (1) 契約者が第6条各項各号に違反、もしくは判明した場合
- (2) 弊社に通知した住所に移動機を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により移動機の引き渡しができず、かつ移動機の発送のときから一定期間が経過してもなお当該契約者から何らの連絡も無い場合
2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者に移動機の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該移動機の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、弊社が返還を要求した場合、契約者の費用負担においてかかる移動機を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。

### 10条（免責）

1. 弊社は、移動機の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に関してもいかなる保証も行わないものとします。
2. 弊社は、契約者による移動機の使用その他売買契約に関して契約者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を負いません。また、弊社が契約者による移動機の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重過失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した移動機の商品代金相当額をその上限とします。

### 第11条（住民票取得等の同意）

契約者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を弊社が取得し利用することに同意するものとします。

### 第12条（合意管轄裁判所）

契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴願の如何にかかわらず、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第13条（債権の譲渡）

弊社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び弊社が契約者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

2014年7月1日制定

附則：この規約は2015年2月1日から実施

2016年1月1日改定

2016年9月1日改定

2016年12月1日改定

2022年11月12日改定

2023年5月31日改定

## 【ONLYSIM かけ放題共通利用規約】

### 第1章 総則

#### 第1条（規約の適用）

1. 弊社は、「基本プラン利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定め、本規約により基本プラン（以下、「本サービス」といいます）を提供します。
2. 第4条（通知）に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス（以下、「オプションサービス」といいます）にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

#### 第2条（規約の変更）

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によりです。

#### 第3条（用語の定義）

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

| 用語          | 用語の定義                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気通信設備      | 電気通信を行うためのソフトバンク株式会社（以下、「SB」といいます）の機械、器具、線路その他の電気的設備                                                                                                          |
| 電気通信サービス    | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること                                                                                                               |
| 電気通信回線設備    | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備                                                                                                        |
| データ通信       | 電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信                                                                                                                           |
| データ通信網      | データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備                                                                                                                         |
| 本サービス       | データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限りです。）                                                                              |
| 利用契約        | この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約                                                                                                                              |
| 本契約         | 弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約                                                                                                                                  |
| 会員          | 弊社と利用契約を締結した者                                                                                                                                                 |
| 協定事業者       | 弊社と相互接続協定（弊社が弊社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）と間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者 |
| 接続事業者       | ソフトバンク株式会社                                                                                                                                                    |
| 移動無線装置      | 本サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置                                                                                    |
| 無線基地局設備     | 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための弊社の電気通信設備                                                                                                                             |
| 端末設備        | 契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの                                                                      |
| USIMカード     | 電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために、弊社が契約者に貸与するもの                                                                                                       |
| 端末機器        | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器                                                                                                     |
| 契約者回線       | 本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線                                                                                                       |
| オプションサービス   | 弊社との間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約                                                                                                                        |
| 契約者回線等      | 契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備                                                                                                             |
| 電話番号        | 電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字                                                                                                                          |
| ユニバーサルサービス料 | 事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てる為に、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、弊社が定める料金                                                      |
| 消費税相当額      | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額                                                               |

#### 第4条（会員）

1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとなります。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### 第5条（電話番号）

1. 本サービスの電話番号は、本サービス契約毎に弊社が定めることとし、その電話番号は、会員が継続的に利用できるとを保証するものではありません。
2. 弊社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、電話番号を変更することがあります。この



場合、弊社はあらかじめ会員に通知します。

#### 第 6 条 (発信者番号通知)

利用回線からの通話は、その電話番号をその通話の着信のあった回線等へ通知します。但し、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

- (1) 発信に先立ち、184 をダイヤルして行う通話。
  - (2) この取扱いを拒む旨を会員が弊社に対しあらかじめ登録している回線からの通話（その発信に先立ち、186 をダイヤルして行うものを除きます。）。
2. 弊社は、発信電話番号を発信先へ通知または通知しないことにより発生する損害については、一切責任を負わないものとします。

#### 第 7 条 (国際電話の利用)

国際電話は利用できません。

#### 第 8 条 (位置情報等)

1. 弊社は、協定事業者との間に設置した接続点と本コース又は基本プランに係る会員の利用回線との間の通信中にその協定事業者に係る電気通信設備から接続事業者が別に定める方法により位置情報の要求があったときは、会員があらかじめその協定事業者への位置情報の送出に係る設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送出します。
2. 前項の規定によるほか、弊社は、緊急通報時において、位置情報をその緊急通報に係る機関へ送出します。
3. 弊社は、前項の規定により送出された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。
4. 会員は、接続事業者の定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（会員の利用回線に接続されている端末機器の位置の測定の際に参考となる情報であって、弊社が提供するものをいいます。（以下、本条において「アシスト情報」といいます。））の受信をすることができず。
5. 弊社は、位置の測定に係るアシスト情報の内容について保証しません。
6. 弊社は、本契約に定める場合を除き、位置情報受信機能によるアシスト情報の受信に関する損害について一切の責任を負いません。

## 第 2 章 契約

### 第 9 条 (サービスの単位)

1. サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。
2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 3 台までの契約を申し込むことができるものとします。

### 第 10 条 (申込みの方法)

1. サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

### 第 11 条 (申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
  - (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス（以下、「他サービス」といいます）の料金または工事に關する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
  - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
  - (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
  - (5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
  - (6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
  - (7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不当と判断したとき。
3. オプションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。

### 第 12 条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第 11 条（申込みの承諾）で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

### 第 13 条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

### 第 14 条 (届出事項の変更等)

1. 会員は、弊社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

### 第 15 条 (会員の地位の承継)

1. 法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求を行うものとする。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第 16 条（会員による解約）に準ずるものとする。
3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとする。また、これを変更したときも同様とします。
5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの 1 人を代表者として取扱うことができるものとします。

### 第 16 条 (会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
2. 弊社は、当月の 20 日（弊社指定休日の場合は前営業日とします。）までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20 日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとする。
3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとする。

### 第 17 条 (弊社による解約)

1. 弊社は、会員が第 23 条第 1 項（利用停止）のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
2. 弊社は、会員が第 23 条第 1 項（利用停止）のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスを解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとする。

### 第 18 条 (最低利用期間)

1. サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする 3 年契約となります。

## 第 3 章 サービス

### 第 19 条 (サービス内容)

1. サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
3. 弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
4. 会員は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
5. 本契約について解約または会員の地位の承継がなれた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されたまたは会員の地位が承継されるものとします。
6. 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェ

アに関する知的財産権を移転させることはありません。

8. 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性（高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません）を保証しません。

### 第 20 条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

### 第 21 条 (提供の中止)

1. 弊社は、次の場合には緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。
  - (1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
  - (2) 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
  - (3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
  - (4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

### 第 22 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断)

1. 弊社は、会員が弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることを含みます。以下同じとします）を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
3. サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とし、会員の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料）および有料サービス等の月額料は発生します。

### 第 23 条 (利用停止)

1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
  - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）。
  - (2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
  - (3) 第 14 条（届出事項の変更等）の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかにした場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
  - (4) 第 20 条（禁止事項）の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
  - (6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
  - (7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
2. 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員（住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます）が、そのいずれかの契約において、前項第 1 号から第 7 号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3. 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
4. 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

### 第 24 条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行わないものとします。
  - (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
  - (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
  - (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
  - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
  - (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (8) 無断連鎖網（ネズミ講）を開説し、又はこれを勧誘する行為
  - (9) 他人のウェブページ等、本サービスにより利用した情報を改ざんし、又は消去する行為
  - (10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有している状態に置く行為
  - (11) 他人にならず（または本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールアドレス部に細工を施す行為を含みます。）
  - (12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - (13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます。）において、その管理者の意図に反する内容又は虚偽で、宣伝その他の書き込みをする行為
  - (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
  - (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を誘発し、仲介または誘引（他人に依頼することを含む。）する行為
  - (18) 他人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷、虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害し、たりする情報を、不特定の者をして掲載させざることを助長する行為
  - (21) その他、他人良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為
  - (22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
  - (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
  - (24) その行為が前各号のいずれかに該当するところを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
  - (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
  - (26) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
  - (27) 多数の不宛呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
  - (28) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
  - (29) 自動ダイヤリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
  - (30) USIM カードに登録されている電話番号その他の情報を変更または消去する行為
  - (31) その他弊社が不適当と判断した行為
  - (32) 前各号に該当するおそれがあると判断する行為
2. 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき（電気通信設備を亡失または損したときを含みます。）は、弊社が指定する期日までに、弊社がその対応に要した費用を支払うものとします。
3. 会員が第 1 項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。
  - (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの削除その他の必要な措置等を行うことを要求し、またはパスワードをロックして端末の機能を停止すること。
  - (2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
  - (3) その他禁止行為を防止するために必要な措置を行うこと。
4. 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 第 4 章 通信

### 第 25 条 (通信の条件)

1. 弊社は、通信を利用できる区域について、弊社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルや、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。
4. サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、一切の責任を負わないものとします。



6. 天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるとします。

7. 動画再生ファイル交換 (P2P) アプリケーション等により、一定期間 (日時や月間) において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員については帯域制限を実施することがあります。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなることがあります。

#### 第26条 (通信利用の制限等)

1. 本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができず。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波が発生する機器の近くでは、通信、発信、着信および通話を行うことができない場合があります。利用できない場合でも通話料金が発生する場合があります。

2. 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3. 弊社は、技術上、保守上、その他弊社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と弊社との間で締結される契約の規定にもとづき、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

4. 弊社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機器が使用している契約者回線 (弊社がそれらの機間との協議により定めたとのに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

#### 【機間名】

気象機間

防水機間

消防機間

災害救助機間

秩序の維持に直接関係がある機間

防衛に直接関係がある機間

海上の保安に直接関係がある機間

輸送の確保に直接関係がある機間

通信役務の提供に直接関係がある機間

電力の供給に直接関係がある機間

水道の供給に直接関係がある機間

ガスの供給に直接関係がある機間

選挙管理機間

別記 14 の基準に該当する新聞社等の機間

預貯金業務を行う金融機間

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機間

4. 前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

(2) 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

(3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を超過させた、若しくは逼迫させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。

(4) 弊社は、1 つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。

(5) 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。

5. 前2条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は弊社若しくは提供事業者に対する代金債務 (立替払等に係る債務を含みます。) の履行が為されていないと判断して、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

6. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト (同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。) において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

7. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

8. 弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するためには通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。

※別記 14 の基準に該当する新聞社等の機間

| 区分         | 基準                                                                                                                  |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 新聞社    | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。<br>イ 発行部数が1万1題号について、8,000部以上であること。 |
| (2) 放送事業者等 | 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者                |
| (3) 通信社    | 新聞社又は放送事業者等にニュース (( 1 ) 欄) の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報 (広告を除きます。) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社     |

## 第5章 料金

### 第27条 (料金)

1. 弊社は、弊社、接続事業者または協定事業者の機器により通話時間を測定し、その測定結果に基づき通話料を算定します。

2. 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料 (通話料、通話料、無料通話対象外料金、機器割賦代金)、契約解除料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、別途弊社が定める料金表 (ONLYSERVICE 入会申込み (確認) 書およびマイページ ※1) に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した (使用可能ブランドに限る ※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等) は取り扱い不可) クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードはご本人様名義に限りです。

※ 1. ONLYSERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができます。会員専用のページです。URL : https://onlyservice-2009.jp/my/

3. 本サービスでは途中で開通・退会の場合でも、月額通話料、機器割賦代金およびユニバーサルサービス料金の減額、日割計算は致しません。

4. 弊社が貸与した本 USIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本 USIM カードを弊社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は USIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。

#### 第28条 (月額料等の支払義務)

1. 本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間において、月額料 (通話料、通話料、無料通話対象外料金、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料) の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料およびユニバーサルサービス料 (以下「月額料等」といいます) の支払いは次のとおりとします。

(1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。

(2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

| 事由                                                                                                                                     | 支払いを要しない料金                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その状態に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の支障を含む) が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき | そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった期間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金 |

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 第29条 (債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあら

かじめ同意するものとします。

#### 第30条 (契約解除料)

1. 弊社は、本サービスについて、第 18 条 (最低利用期間) の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。

2. 会員が、契約期間満了月までに解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、契約確認書 (契約解除料) に記載の料金の支払いを要します。

3. 第 21 条 (提供の中止) に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

4. 第 22 条 (会員からの請求によるサービスの一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

5. 第 23 条 (利用停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

#### 第31条 (手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約確認書に記載の料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

#### 第32条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

#### 第33条 (割増金)

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額) を割増金として支払っていただきます。

#### 第34条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14. 5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

## 第6章 端末機器

### 第35条 (端末機器)

本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員自らが端末機器を用意する必要があります。

#### 第36条 (端末機器の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

#### 第37条 (端末機器の売買契約)

1. 端末機器の購入申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2. 会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。

3. 端末機器の所有権は、会員が弊社へ端末代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

#### 第38条 (端末機器の引き渡し)

1. 弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。

2. 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。

3. 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

#### 第39条 (端末機器の配送)

1. 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。

2. 配送は日本国内に限りです。

3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 14 日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。

4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね 14 日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

#### 第40条 (端末機器の返品等)

1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。

2. 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 10 日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。

3. 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。

4. 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。

5. 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

#### 第41条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

(1) 会員が本規約に違反した場合

(2) 端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を経過してもなお支払いを行わない場合

(3) 弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から 7 日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

#### 第42条 (故障等)

1. 会員は、端末機器が故障・破損等により、利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができず。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。

(1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合

(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合

(3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合

(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

## 第7章 USIM カード

### 第43条 (USIM カード)

1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な USIM カードを貸し出します。

2. USIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

3. オプションサービスの利用等会員の都合により、USIM カードを変更する必要が生じた場合は、会員は変更手数料 3,300 円 (税込) を支払うものとします。

#### 第44条 (情報の登録)

弊社は、次の場合に、USIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

(1) USIM カードを貸与する場合

(2) 会員から USIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合

(3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

#### 第45条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第 39 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したとき、USIM カードに登録された情報を消去します。

#### 第46条 (USIM カードの管理責任)

1. 会員は、USIM カードの盗難、紛失または悪質な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員は、USIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。

3. 弊社は、第三者が USIM カードを利用した場合であっても、その USIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。

4. 弊社は、USIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

#### 第47条 (USIM カードの故障等)

会員は、USIM カードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、弊社に対して、USIM カードの修理を請求することができず。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 USIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

#### 第48条 (USIM カードの返却)

1. 会員は、本契約が終了したときまたは第 43 条 (USIM カード) の規定により USIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに USIM カードを返却または廃棄するものとします。

2. 前項において、弊社が USIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに USIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、USIM カード費用 3,300 円 (税込) を支払うものとします。



## 第8章 雑則

### 第49条 (ID およびパスワードの管理)

- 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
- 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

#### 第50条 (責任の制限)

- 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を四捨五入するものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### 第51条 (免責事項)

- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 17 条 (弊社による解約)、第 21 条 (提供の中止)、第 23 条 (利用停止)、第 24 条 (禁止事項)、第 25 条 (通信の条件)、および第 26 条 (通信利用の制限等)) による場合を含みます。) において、第 50 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
- 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
- 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとしま
- 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第52条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

#### 第53条 (端末設備)

- 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「端末設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
- 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

#### 第54条 (サービスの変更等)

- 弊社は、事前に通知しその他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
- 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

#### 第55条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

#### 第56条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020 年 3 月 7 日制定

2020 年 6 月 30 日改定

2021 年 10 月 12 日改定

2022 年 11 月 12 日改定

2023 年 5 月 31 日改定

2023 年 6 月 12 日改定

## ●その他サービス内容について

- ・MNP(携帯乗り換え) 転入・転出はできません。
  - ・SoftBank まとめて支払い・有料コンテンツ・国際ローミング・国際電話・ソフトバンク衛星電話サービスは利用できません。
  - ・テザリング機能は iPhone6 以降のモデルのみ使用できます。Android 端末は動作保証対象外です。
  - ・留守番電話サービスはかけ放題の対象です。  
(伝言を 100 件まで、最大 1 週間お預かりします。ビジュアルボイスメールもご利用できます。)
- 詳しくはこちらでご確認ください。
- <https://www.softbank.jp/mobile/service/answering/>

### <無料通話対象外>

- ・おしらべダイヤル、0180、0570 など他社が料金設定している番号への通話料、番号案内 (104) などはかけ放題の対象外です。

- ・その他当社が指定する番号 (他社が提供する電話サービスの利用にあたり接続する電話番号、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間または多数の通信を一定期間継続して接続する電話番号など) はかけ放題の対象外となります。対象の電話番号はこちらでご確認ください。
- [https://www.softbank.jp/mobile/set/data/legal/spguide/pdf/sp\\_sumahodai\\_numberlist\\_kiyaku.pdf](https://www.softbank.jp/mobile/set/data/legal/spguide/pdf/sp_sumahodai_numberlist_kiyaku.pdf)

### <ソフトバンク以外への SMS 送信料 >

詳しくはこちらでご確認ください。

<https://www.softbank.jp/mobile/service/mail/iphone/sms-mms/>

### <ソフトバンクが指定し、別途随時公表する電話番号 (他社着信転送サービスなど)>

通話料：20 円 /30 秒

詳しくはこちらでご確認ください。

[https://www.softbank.jp/mobile/set/data/legal/spguide/pdf/sp\\_sumahodai\\_numberlist\\_kiyaku.pdf](https://www.softbank.jp/mobile/set/data/legal/spguide/pdf/sp_sumahodai_numberlist_kiyaku.pdf)

### < 番号案内 (104)>

詳しくはこちらでご確認下さい。

<https://www.softbank.jp/mobile/service/call-3g/104-anna/>

### <0180(テレドーム)、0570(ナビダイヤル) などから始まる他社が料金設定している電話番号への通話料 >

※ 3 分間通話料金

## テレドーム通話料

|            | 8：00～19：00 | 19：00～23：00 | 23：00～8：00 |
|------------|------------|-------------|------------|
| 3 分間での通話料金 | 130 円      | 120 円       | 120 円      |

## ナビダイヤル通話料

|            | 8：00～19：00 | 19：00～23：00 | 23：00～8：00 |
|------------|------------|-------------|------------|
| 3 分間での通話料金 | 通常発信 90 円  | 80 円        | 80 円       |

## 【セキュリティサービス for Android】

以下の製品使用許諾書を事前にご確認の上、ご利用ください。

Kingsoft Mobile Security 製品使用許諾書

キングソフト株式会社は、株式会社ベネフィットジャパンを通じてお申込みされたお客様に対し、セキュリティサービス for Android は、キングソフト株式会社が提供する Kingsoft Mobile Security の OEM 版として提供しております。著作権等の全ての権利はキングソフト株式会社が保有しております。

キングソフト株式会社は、お客様に対し、下記の内容で Kingsoft Mobile Security(以下本ソフトウェア製品、プログラム、データ、マニュアルおよびこの製品に含まれる全ての付属品)の使用を許諾いたします。

#### 第1条 (知的財産権)

当社は、本ソフトウェア製品の全ての著作権及びその他の知的財産権を所有します。また当社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物に関しては、当該権利者が当該著作物の著作権を所有します。

#### 第2条 (使用許諾の範囲)

お客様は本ソフトウェア製品を、当社から許諾された台数の端末上で、お客様ご自身が通常の用途に従って使用する目的で使用する場合のみ使用することができま

す。お客様が許諾される使用権は、非独占的なものであり、かつ譲渡不能、再許諾不能、担保提供不能のもので

#### 第3条 (複製、改変等の制限・禁止)

- お客様は、ご自身のために必要なバックアップ目的のみ、本ソフトウェア製品を複製することができます。それ以外の目的で、本ソフトウェア製品の全部又は一部を複製することはできません。

お客様は、当社が、本ソフトウェア製品の性能を向上させるために、事前の告知なく必要な修正を行うことを予め承諾します。

- お客様は、本ソフトウェア製品を加工および改変することはできません。また、本ソフトウェア製品のプログラム又は機能の一部を複製または抽出して、本ソフトウェア製品から独立して使用したり、本ソフトウェア製品以外の製品又はサービスと組み合わせ

て使用したりすることを禁じます。

- お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルをすることはできません。また本ソフトウェア製品の派生ソフトウェアを作成することはできず、本ソフトウェア製品に関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。

#### 第4条 (アフターサービス)

- 本ソフトウェア製品のお客さまへのユーザーサポートは、電子メールおよび電話にて行います。ただし、本ソフトウェア製品を本契約に違反した態様で使用している場合、または、ユーザー間の売買 (オークション等を含む) 等の当社又は当社が販売を認めた第三者以外の者から本ソフトウェア製品を入手した場合には、サポート対象外となります。

- ユーザーサポート期間は、お客様に本ソフトウェア製品をご使用いただいている期間中となります。なお、お客様へのユーザーサポート中に発見された、修正・改善に関する技術情報は、他のお客さまへのサポートに利用することがあります。

#### 第5条 (第三者の使用)

お客様は、当社の書面による同意を得なければ、本ソフトウェア製品およびその複製物を、販売、頒布、貸与、移転その他の方法で、第三者に使用させることはできません。

#### 第6条 (免責)

- 当社は、本ソフトウェア製品が正常に動作すること並びにその他の動作及び機能、並びに本ソフトウェア製品に契約不適合 (いわゆるバグ、構造上の問題等を含みます。) が存在していた場合にこれが修正されることはいずれについても何ら保証責任は負わないものとします。

- お客様が本ソフトウェア製品を使用した結果、お客様または第三者の保有する端末に何らかの影響その他損害が生じた場合であっても、当社は、一切免責されるものとします。仮に当社がお客様に責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、いかなる場合にも、本ソフトウェア製品のご購入額を超えることはありません。ただし、当社に故意又は過失が存する場合は、この限りではありません。

- 本ソフトウェア製品のインストール前後を問わず、大切なファイルは、お客様ご自身でバックアップをとれることをお勧めいたします。当社は、本ソフトウェア製品のインストール後に当該ファイルが滅失、毀損、または消失した場合であっても、一切免責されるものとします。

#### 第7条 (使用許諾期間)

当社は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールしたときから、本ソフトウェア製品の使用をお客様に許諾するものとします。また、お客様に対する使用許諾は、当社がお客様に対して事前に通知した使用許諾の終了日が経過したことにより、または、お客様が本契約に違反したことにより、自動的に終了します。

#### 第8条 (交換とアプリの履歴)

本ソフトウェア製品ご購入後のお客様のご都合による返品および払い戻しは、一切できません。

#### 第9条 (本契約の変更)

- 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本契約を変更することができます。

- 本契約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
- 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 当社は前項の本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日の 1 ヶ月前までに、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容及その効力発生日を当社ウェブサイト (URL : <https://www.kingsoft.jp/is/mobile/oem-onlytablet>) に掲示し通知します。

- 変更後の本契約の効力発生日以降にお客様が本ソフトウェア製品を利用したときは、お客様は、本契約の変更に同意したものとみなします。

#### 第10条 (本契約の解除及び終了)

- お客様が本契約の各条項に違反した場合は、当社は何らの催告なしに本契約を即時解除することができます。
- 本契約の解除終了に伴って本ソフトウェア製品の全部又は一部が利用不可能となることにより、お客様又は第三者が被った被害又は損害について、当社は一切責任を負いません。

#### 第11条 (アンインストール時の残存ファイルについて)

本ソフトウェア製品は、お客様が本ソフトウェア製品をアンインストール (削除) された後も、インストールが行われた日時の記録を目的として、若干の残存ファイルをお客様の端末内に残します。ただし、これらは端末の動作に影響を及ぼすものではありません。

#### 第12条 (お客様に関する情報等)

当社は、より良いサービスを提供するために、以下の情報を取得及び利用します。お客様は本ソフトウェア製品を利用するためには、以下の情報の取得に consent しなければなりません。

#### (1) デバイスとアプリの履歴

#### (2) 電話帳

#### (3) 写真およびその他のメディアファイル

#### (4) カメラおよび音声

#### (5) Wi-Fi 通信

#### (6) デバイス ID と通話履歴

#### 第13条 (個人情報の取り扱い)

- 当社に提供されるお客様の個人情報、お客様の同意なく、当社の海外の親会社、当社の国内外の委託先、本ソフトウェア製品の開発または提供元、機密保持契約を結んだ協力企業以外にお客様の個人情報を開示することはありません。ただし、以下の場合に、個人情報を開示することがあります。

- 法令に基づいて、開示が必要であると合理的に判断した場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
- 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
- 合併その他の事由により本ソフトウェア製品の販売主体が変更され、事業継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合
- 個人情報の保護に関する法律その他の法令により認められた場合
- 他の利用者からの問い合わせに対し、サポート対応を行う必要がある場合、当社は本ソフトウェア製品の提供にあたり取得する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、取り扱うものとします。なお、本契約と、プライバシーポリシーの記載に相反、矛盾又は相違する箇所がある場合、本契約の記載が適用されるものとします。

プライバシーポリシー

< <https://www.kingsoft.jp/protection> >

#### 第14条 (準拠法及び合意管轄)

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：キングソフト株式会社

2011 年 9 月 7 日制定

2020 年 3 月 31 日改定

## 【フィルタリングサービスⅡ for Android】

- ・青少年 (18 歳未満のお子様) の会員が端末機器でインターネットサービスをご利用いただく場合、原則としてフィルタリングサービスへの加入が必要となります。ただし、保護者の申し出があれば加入する必要はございません。
- ・インターネットサービスを利用することで有害な情報に接し、また、違法な行為の誘発またはその被害を受けるおそれがあります。
- ・お子さまによるインターネットのご利用に関しては、親権者さまによる利用状況の把握や利用方法の管理のもとおこなってください。
- ・フィルタリングサービスにご加入いただいた場合、弊社指定のサイトから専用アプリをダウンロード、インストールする必要があります。フィルタリングサービスを利用、または利用ができなかったことにより、その他フィルタリングサービスに関連する事項に起因または関連して生じた損害・被害について、弊社は一切の責任を負いません。



下記の使用許諾契約は、株式会社ベネフィットジャパンを通じてお申し込みされたお客様（個人または法人を問いません）とAOSデータ株式会社（以下、AOSデータ）との間に締結される法的な契約書です。AOSデータは、お客様が本使用許諾契約の内容に同意される場合に限り、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許諾します。ソフトウェアをインストール、複製、使用することまたはCD-ROMの入ったプラスチックケースのビニールカバーをはがすことによって（ダウンロードによる購入の場合は、製品の購入手続きにおいて、本契約書に「同意する」を押下（クリック）された時点で）、お客様は本使用許諾契約の条項に同意し、使用許諾契約が成立したものとみなしますので、その前に本使用許諾契約をよくお読みください。お客様が本使用許諾契約の内容に同意されない場合、AOSデータは、本使用許諾契約の対象となるソフトウェアを使用することを許可いたしません。その場合には、お買い上げ後60日以内に、ご購入を証明するものを添えて、お買い上げ店に購入商品をすべてお戻しください。引き換えに、ご購入代金を払い戻しいたします。（ダウンロードによる購入の場合には、お契約書に「同意しない」を押下（クリック）してください。購入手続きはキャンセルされ、製品を購入・ダウンロードすることはできません。また、ダウンロード販売といえます性質上、同意のうえご購入された製品の返品・返却は一切できませんのでご注意ください。）

使用許諾契約書

**第1条（使用権の許諾）**

AOSデータは、本契約記載の条件に従い、「Net Nanny for Android」（以下、本ソフトウェア）に関し、お客様が自己所有するコンピュータ（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含む）における以下の非独占的・再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

1. 1台のコンピュータを特定し、その上で本ソフトウェアを使用する権利。
2. 本ソフトウェアの媒体破損時に備え、バックアップ用に複製を1つ作成すること。

**第2条（著作権等）**

本ソフトウェアおよびマニュアルに関する著作権、特許、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権はAOSデータおよび本ソフトウェアの使用許諾権者へ独占的に帰属します。

2. お客様は、AOSデータの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、マニュアルおよび本ソフトウェアのプロダクトキー（以下、「プロダクトキー」）を第三者へ貸与、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア、マニュアルおよびプロダクトキーに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、AOSデータの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアおよびプロダクトキーを使用することはできないものとします。

3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、AOSデータは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

4. お客様は、AOSデータの文書による同意なしに、本ソフトウェアを複製すること（メディアからハードディスクへの複製、本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信などを含む）はできません。ただし第1条の2項の場合を除きます。

**第3条（保証および責任の限定）**

AOSデータは、本契約の締結日から60日に限り、本ソフトウェアのメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無償で交換いたします。交換後のメディアに対しては、交換前のメディアに適用されるべき保証期間が適用されるものとします。この交換は、本ソフトウェアに領収書を添えて本ソフトウェアをお買い上げに当たった販売店あてにお戻しください。なお、ダウンロードによる購入の場合には媒体がございませんので、媒体の代品の提供はありません。

2. AOSデータは、前項において明示する場合を除き、本ソフトウェア、マニュアルまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、AOSデータは、本ソフトウェアもしくはマニュアルの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。

3. AOSデータは、第4条1項および2項に記載されるユーザー登録もしくはユーザー登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、通知からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。

4. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

本ソフトウェアもしくはマニュアルの使用、サポートサービスならびに第4条3項および4項によりサポートサービスの提供を受けられないこと起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してAOSデータは一切の責任を負いません。

5. 本契約のもとで、理由の如何を問わずAOSデータがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。

**第4条（サポートサービス）**

AOSデータは、当社が定める手続に従ってユーザー登録を行ったお客様に対し、当該ユーザー登録の日から1年を経過する日までを有効期間として、電話またはメールによるサポートサービスを提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、サポートサービスのうち一部がなくなりま。なお、ユーザー登録を行ったお客様で、本ソフトウェアのライセンスを更新した場合は、サポート期間も延長されます。

2. お客様は、前項記載のユーザー登録の内容に変更が生じた際には、AOSデータに対し遅滞なく届出を行うものとします。

3. サポートサービスの提供に関するAOSデータの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、AOSデータは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

(a) AOSデータが定める手続に従ったユーザー登録を行っていないお客様

(b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様

(c) サポートサービスの有効期間にないお客様

(d) 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様

(e) 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様

4. AOSデータは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。

(a) システムの緊急保守を行うとき

(b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき

(c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき

(d) 上記以外の緊急事態により、AOSデータがシステムを停止する必要があると判断するとき

5. お客様は、サポートサービスの有効期間が終了するまでにAOSデータが定める手続に従いサポートサービス契約を更新することによって、引き続きサポートサービスの提供を受けることができます。なお、サポートサービス契約の更新には別途費用が必要となります。

6. 前各項にかかわらず、AOSデータは、当社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

**第5条（契約の解除）**

お客様が本契約に違反した場合、AOSデータは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアルおよびプロダクトキーを一切使用することができません。

2. お客様は、本ソフトウェア、マニュアル、プロダクトキーおよびそのすべての複製物を破壊することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。

3. 本契約が終了するまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアル、プロダクトキーおよびそのすべての複製物をAOSデータへ返却するかまたは破壊するものとします。

**第6条（守秘義務）**

お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのプロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードならびにサポートサービスの一端としてコンピュータ・ネットワークを介して提供される情報内容を含む）につき、AOSデータの書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはAOSデータに対して速やかに事前の通知を行うものとします。

2. 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。

(1) 開示を受けた時に既に公知である情報

(2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

(3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報

(4) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報

(5) AOS社の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

**第7条（一般事項）**

1. お客様は、AOSデータの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。理由の如何を問わず、AOSデータからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含むが、これに限られない）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。

2. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、特段の特約がない限り本契約の締結以前にお客様とAOS社との間になされたすべての取り決めに従って適用されます。なお、AOS社は、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービス

のピ

スの内容および告知内容が適用されるものとします。

3. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、大阪地方裁判所が第一審としての専断的管轄権を有するものとします。

販売元：株式会社ベネフィットジャパン

提供元：AOSデータ株式会社

2011年9月7日制定

2015年2月1日改定

2015年11月26日改定

■本ソフトウェア利用者に関する情報の取得と利用について

本ソフトウェアでアクティベーションを行う時に、本ソフトウェア利用者のeメールアドレスを弊社に送信していただく必要があります。その際、パスワード、秘密の問い、答も保管されます。また、ライセンス管理の為、同時にコンピュータのハードウェア情報等も弊社に送信されます。お客様がリモート管理機能を利用する時に必要となる情報（閲覧URLリスト、当ソフトウェアの設定情報等）が送信されます。これらの情報は、本ソフトウェアのライセンス管理、ユーザーサポート、およびお客様ご自身によるリモート管理機能の使用のみに利用され、それ以外の目的で利用されること、また第三者に開示・提供されることはありません。

■弊社のプライバシーポリシーについて

以下のURLにアクセスしていただき、ご確認ください。

(<http://benefitjapan.co.jp/privacy.html>)

## 【スマホ安心サービス（iPhone・Android）】

「スマホ安心サービス（iPhone・Android）」利用規約

株式会社ベネフィットジャパン及びオンラインサービス取扱代理店（以下、合わせて「弊社」といいます）が販売するスマートフォン以下「携帯端末機器」といいます）を購入するお客様（以下「利用者」といいます）向けに、以下に定める「スマホ安心サービス」利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、「携帯端末機器保証」（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第1条（本サービスの詳細）

本サービスの詳細は、次のとおりとします。

1. 携帯端末機器保証：弊社が利用者に対して販売する携帯端末機器に故障、盗難、紛失、遺失、損壊、破損、水濡れ全損（以下、総称して「毀損等」といいます）が生じ、修理が必要となった場合もしくは通常の使用が不能となった場合、利用者に対して別表の見舞金を支払うサービスを指します。

第2条（本サービスの対象範囲）

1. 携帯端末機器保証の対象は、弊社が利用者販売している携帯端末機器のうち、本サービスの提供を受けることが可能な携帯端末機器に限定するものとします。

本サービスの提供を受けることが可能な携帯端末機器から機種変更をされた場合は、機種変更をされた携帯端末機器を購入した事が証明できる書面ならびに明細を、弊社へ郵送の方法をもって機種変更をされた時から3ヶ月以内に届け出るものとします。届出がない場合は本サービスの適用を受けることが出来ません。本サービスの対象となる携帯端末機器は新品に限りま。

2. 本サービスによる見舞金の申請は、サービス開始日から2年のうちに2回まで申請できるものとします。

3. サービス開始日は、対象の端末を受領した月の翌月から適用するものとします。

4. 弊社から1度見舞金をお支払いした場合、支払日の翌日から6か月経過するまで、再度申請はできません。

第3条（申込み手続・適用開始）

1. 本サービスの申込みは、弊社が指定する方法によるものとし、弊社がこれを承諾したことをもって申込み手続が完了するものとします。

2. 携帯端末機器保証は、利用者からの本サービスの申込みを弊社が承諾した日の属する月の翌月1日から適用されるものとします。

第4条（本規約及び本サービスの変更、廃止）

弊社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。

また、本規約及び本サービスの変更が、次条（通知の方法）に定める方法に従って利用者へ通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

第5条（通知の方法）

1. 弊社から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは弊社のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。

2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を電子メールの送信または弊社のホームページの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または弊社のホームページに掲載された日に行われたものとし、書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。

3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第6条（月額基本料金）

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、別途定める本サービスの月額基本料金、及び次条に定める本サービス毎の事務手数料を弊社に対して支払うものとします。

2. 前項の月額基本料金は、第3条第2項に定める本サービスの適用開始月から課金されるものとします。

第7条（保証の対象外）

弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

(1) 利用者の故意、重大な過失、法令違反に起因する毀損等。

(2) 利用者の同居人、利用者の親族、利用者の役員・使用人の故意、重大な過失、法令違反に起因する毀損等。

(3) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する毀損等。

(4) 携帯端末機器の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合。

(5) 弊社指定の書類の提出が弊社にて確認できない場合。

(6) 利用者が利用資格を有していないときに発生した毀損等。

(7) 前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等。

(8) 保証開始日から2年目の応答日（※）の前日（利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日、以降同様に繰り返します。）までの間で、携帯端末機器交換の対象となる3回目以降の毀損等。（※2年目の応答日：n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする。

(9) 携帯端末機器の盗難が未遂であった場合。

(10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。）に起因する毀損等。

(11) 公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等。

(12) 前各号の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。

(13) 第3条第2項に基づく本サービスの適用開始前に発生した毀損等。

(14) 弊社と利用者との間の本サービスの利用にかかると契約が解約、終了した後に発生した毀損等。

(15) 利用者（利用者が法人の場合、その理事、取締役もしくは法人の業務を執行するその他の機関）又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失に起因する毀損等。

(16) 利用者でない者が本サービスの提供を受ける場合において、その者（その者が法人である場合、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失に起因する毀損等。

(17) 本サービスの月額料金の支払いが履行されていない場合。（カード会社の信用照会未承認を含む）

第8条（本サービスの利用手続）

1. 利用者が見舞金の請求を行うときは、弊社が定める代替方法での申請とともに、弊社が指定する書類を添えて、弊社に通知するものとします。

2. 第7条第2項に定める事由の4に関して、携帯端末機器が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類（盗難届）の写しがない場合、弊社は見舞金の支払いを行わないものとします。

3. 弊社は、利用者から見舞金の請求を受けたときは、携帯端末機器の毀損等の事実を調査することがあります。

4. 利用者が前項の弊社の調査に協力しなかった場合は、本サービスにおける見舞金支払が遅延又は不能となる場合があります。

5. 本サービスに基づく修理代に対する見舞金は、直近の事故発生日から起算し、12ヶ月を経過するまでに発生した事故については適用します。

第9条（保証の実施）

弊社は、利用者から携帯端末機器の毀損および修理等の連絡を受け、利用者からの見舞金に関する請求書類等を受領したときは、速やかに見舞金の支払いを実施します。但し、見舞金請求に関する請求書類に不備がある場合、又は携帯端末機器の調査が必要な場合は、弊社は、その事由が解消又は終了するまで、見舞金の支払いを停止することとあります。

第10条（再委託）

弊社は、本サービスの提供を自己の責任において第三者に対して委託することができるものとします。

第11条（免責）

利用者が本規約などに違反したことによって生じた損害について、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第12条（遅延損害金）

利用者は、弊社に対して、本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第13条（秘密保持）

利用者は、本契約の内容及び本契約によって知り得た弊社の業務上の秘密その他一切の情報（但し、公知の情報は除きます。）、契約期間とはもとより契約期間終了後においても第三者に漏洩、開示してはならないものとします。



第 14 条 ( 期限の利益の喪失 )  
1. 契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。  
(1) 支払期日に端末代金の支払いを遅滞し、弊社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを普通郵便、内容証明郵便、書留郵便、もしくはファクシミリ、電子メールまたは弊社のホームページ上で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。  
(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。  
(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。  
(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。  
(5) 売買契約が契約者にとって商行為 ( 業務提携誘引販売個人契約を除きます ) となる場合で契約者が端末代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。  
(6) 住所変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延着もしくは到着しなかったとき  
2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。  
(1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき  
(2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき  
第 15 条 ( 解除 )  
1. 弊社は、利用者が前条各号のいずれかに該当するときは、事前の催告その他の手続をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。  
2. 前項の解除に伴い、弊社は利用者に対して、何ら損害賠償又は損失補償の義務を負わないものとします。  
第 16 条 ( 解約 )  
利用者が本サービスの解約を行う場合には、弊社が指定する方法により解約の申請を行うものとします。  
第 17 条 ( 余効 )  
本サービス終了後も本条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 19 条乃至第 21 条の規定の効力は存続するものとします。  
第 18 条 ( 損害賠償 )  
1. 利用者が本規約に違反した場合及び本規約の履行に当たって弊社に損害を与えた場合は、利用者は、弊社に対し、本規約解除の有無に拘らず、弊社が被った一切の損害を賠償するものとします。  
2. 利用者は、本サービスの終了後においても、前項に定める損害賠償の責を免れることはできないものとします。  
第 19 条 ( 権利譲渡の禁止 )  
利用者は、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。  
第 20 条 ( 管轄裁判所 )  
本規約に関する訴訟については、訴額に応じて、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別表】

| 見舞金の対象端末           | 対象           | 見舞金額              |
|--------------------|--------------|-------------------|
| 購入時に弊社で登録された携帯端末機器 | 故障・破損        | 上限 20,000 円の修理代実費 |
|                    | 全損・盗難・紛失・水漏れ | 一律 20,000 円       |

運営元及び提供元：株式会社ベネフィットジャパン  
2012 年 12 月 15 日制定  
2014 年 6 月 1 日改定  
2015 年 2 月 1 日改定  
2016 年 8 月 19 日改定  
2016 年 10 月 1 日改定  
2020 年 3 月 13 日改定

【ベネフィットジャパンカスタマーサポートセンター】

 **050-8880-8590**

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。

**年末年始・弊社指定休日を除く 11：00～19：00**